

別 表 2 受験資格

区 分	要 件	
1 大学、短期大学又は高等学校において別記の表の左欄に掲げる課程のいずれかを修めて卒業した者で、別記の右欄に掲げる専門項目に関するいずれかの業務に右欄に示す期間従事した者。	大学の 卒業者	15年以上 但し、修士課程（博士課程前期）の卒業者は13年以上、博士課程（博士課程後期）を卒業し博士号を取得した者は10年以上とする。
	短期大学の 卒業者	17年以上
	高等学校の 卒業者	19年以上
2 上記の区分1に該当しない者	上記の区分1に該当する者と同等の知識・経験を有し、総括畜産コンサルタント資格試験の受験資格があると別表1の協会会長が認める者	

別 記

課 程	専 門 項 目
農業又は林業に関する 正規の課程	畜産（生物資源科学等の旧畜産を起源とする項目）、 獣医、農芸化学、飼料生産、土壌肥料、病害虫、農業気象、農業機械、農業土木、農業経営、農業経済、その他畜産に関連する項目等
法学、経済学、経営学 又は商学の正規の課程	法律、経営、会計、簿記等
工学の正規の課程	建築、機械、情報処理等